

不定目的語省略認可条件の緩和現象

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-03-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 舘, 清隆 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10098/7295 |

不定目的語省略認可条件の緩和現象

舘 清 隆^(*)

(2012年10月1日 受付)

キーワード：目的語 不定 目的語省略 空の補部

1. はじめに

本稿では、(1) で例示される定目的語省略現象と (2) で例示される不定目的語省略現象の区別が言語的に有意義な区別であることを前提に議論を進める。なお、意味論あるいは語用論の観点から自然に回復される目的語の例を括弧の中に示す。ただし、当該の目的語が統語的な操作により削除されたのか、あるいは、その位置にはもともと空の代用表現 (zero anaphora) が挿入されていたのかについては、その詳細に立ち入ることは避けて、中立的に論ずることとする。

- (1) a. He lost (the race).
- b. They accepted (my offer).
- c. We were approaching (the town). Fillmore (1986: 100-102)
- (2) a. They were reading (books) in the library.
- b. He was eating (food).
- c. He drinks (alcoholic beverages) every evening.

加えて、Huddleston and Pullum (2002:300-305) の分類⁽¹⁾の中から、(3) の再起目的語 (reflexive pronoun) の省略、(4) の相互代名詞 (reciprocal pronoun) の省略、(5) 身体の一部を表す目的語 (body-part object) の省略の三つを、定目的語の省略及び不定目的語の省略とは別の現象として、想定する必要がある。

*福井大学教育地域科学部人間文化講座

- (3) a. We crammed (ourselves) into the back seat.
 b. They clothed (themselves) in black.
- (4) a. They kissed (each other) passionately.
 b. The lines cross (each other) here.
- (5) a. I nodded (my head).
 b. He shrugged (his shoulders). (Huddleston and Pullum 2002:302-303)

定目的語の省略現象に限って議論を続けるならば、この現象が適切に発生するためには、語用論的条件と語彙的条件の二つがともに満たされる必要があることに注目する必要がある。語用論的条件として(6)を、語彙論的条件⁽²⁾として(7)が仮定できる。

(6) 定目的語省略に関する語用論的条件

定目的語省略が適切に行われるためには、文脈 (context) あるいは発話の場面 (situation) から、その指示対象 (referent) が回復可能 (recoverable) でなければならない。

(7) 定目的語省略に関する語彙的条件

回復可能性(6)が保証されている場合においても、定目的語の省略を許さない動詞と定目的語の省略を許す動詞がある。

Huddleston and Pullum (2002:301) は定目的語の省略を許す動詞と許さない動詞を、それぞれ、(8. a) と (8. b) のように示している。⁽³⁾

- | | | | | | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------------------------|---------------------------|------|
| (8) a. | answer | ask | attend | drive | fail(test) ⁽⁴⁾ | fit |
| | follow | interrupt | lend | lose(contest) ⁽⁵⁾ | | obey |
| | prosecute | pull | telephone | watch | win(contest) | |
| b. | *enjoy | *punish | *teach | *write | | |

次の(9)は、定目的語省略に課せられた回復可能性の語用論的条件と語彙的条件がともに満たされるために、文法的な文となる。一方(10)は、回復可能性の語用論的条件は満たされるが、語彙的条件が満たされないために非文となる。なお、以下の例文では、問題となる動詞をその動詞に下線を引くことで示す。

- (9) a. I asked him a couple of questions. But he could not answer (my questions).
 b. It was evident that we were lost. Just then a man walked by. I got out of the car and asked (him) (where we are).

- (10) a. *They played the club champions and enjoyed (them).
(Huddleston and Pullum 2002:301)
- b. *John did not obey the regulations and they punished (him).

これら二つの条件のうち、語用論的条件が緩和される場合があるとは、考え難い。なぜなら、回復が保証できないのに省略されてしまえば、話し手から聞き手へと文に託された意味が正しく伝わらないことになるからである。これに対して、語彙的条件の方は緩和されることがある。議論の詳細は、Tachi (2009) を参照していただきたいが、簡潔に表現する必要がある (12) で例示されるような指示文 (instruction) では、(11) で使用されている動詞に課せられている定目的語省略のための語彙的条件が緩和される。同様に、(14) で例示されるように定目的語が節の内部構造を持つ場合には、(13) で使用されている動詞に課せられている定目的語省略のための語彙的条件が緩和される。なお、以下の例では、下線で定目的語省略の位置を示す。

- (11) a. *We stored _____ in a cool place.
b. *We must shake _____ before using.
c. *You had better keep _____ out of the reach of children.
- (12) a. Store _____ in a cool place.
b. Shake _____ before using.
c. Keep _____ out of the reach of children. (Fillmore 1986:95)
- (13) A: Do you know the president?
B: *Yes, I know _____.
- (14) A: Do you know why he was fired?
B: Yes, I know _____.

本論では、上で要約してきた目的語省略現象の区別と定目的語省略に課せられた認可条件の緩和現象を前提とする。その前提に基づいて、不定目的語省略に課せられた語彙的条件に緩和現象がどのように現れるかを検討してみたい。

2. 不定目的語省略のための認可条件

不定目的語の省略現象を議論する以下の例では、先の定目的語の省略の場合とは異なり、空の目的語の位置を、(15) で例示されるように、そのまま、単語は未指定のまま、範疇表示付き括弧区分 (labeled bracketing) で示すことにする。このように表記を変更するのは、不定目的語省略現象においては、文の意味解釈に多義性 (ambiguity) あるいは曖昧性 (vagueness) が観察できるためである。加えて、(16) で例示されるように、カバーする意味の広い単語 (例えば、

something や stuff) を導入すると，不定目的語が省略されている対応する文 (15) とは意味がずれるからである。

- (15) a. They were reading [_{NP}] in the library.
 b. He was eating [_{NP}].
 c. When my tongue was paralyzed, I couldn't eat or drink [_{NP}]. (Fillmore 1986:96)
- (16) a. They were reading something/stuff in the library.
 b. He was eating something/stuff.
 c. When my tongue was paralyzed, I couldn't eat or drink anything/something/stuff.

これまでに本論で検討してきた不定目的語省略を含んだ例では，回復される目的語は，比較的一般性の高い対象を指示していた。つまり，(15. a) から (15. c) においては，本一般，食べ物一般，飲み物一般が回復される指示対象であると解釈される。不定目的語省略を含んだ例で目的語として回復される指示対象が常にすぐ上で述べた一般性を示わけではない。Fillmore(1986) は，(17) を取り上げ，回復される指示対象の一般性にばらつきがあることを指摘している。

- (17) a. When my tongue was paralyzed, I couldn't eat or drink [_{NP}].
 b. I have tried to stop drinking [_{NP}]. Fillmore (1986: 96-97)

例 (17. a) で drink に後続する目的語の位置に指示対象として回復されるのは，飲み物一般である。これに対して，(17. b) では，より制限された対象が指示物として回復され，アルコール飲料が指示対象となる。(17) では drink に後続目的語の位置に回復される指示対象は，解釈が飲み物一般からアルコール飲料一般へと特化した，次の例から明らかのように，水一般へと特化する例も可能である。

- (18) When a camel needs water but none is available, its body begins to burn the fat in its hump.
 This produces enough water to keep the camel alive until it can drink [_{NP}].
 (*The new book of knowledge*. 1990. Grolier Incorporated.)

動詞 eat についても同じような観察が可能である。

- (19) A : What do you say we go out for dinner this evening?
 B : Sorry. I have already eaten [_{NP}].

(19. B) の発話は、(16. b) と比べてより具体的な文脈を準備したものである。発話 (19. B) で自然に回復される指示対象は、(16. b) と比べて特殊性の強い dinner あるいは my dinner となる。

不定目的語省略を許す動詞は、目的語に対して選択制限 (selectional restriction) を課す動詞であることが一般的に指摘されている。選択制限は、動詞が eat や drink の場合には、その目的語は食べ物や飲み物でなければならないと要求する。この要求を満たす範囲で最大限に一般的なものから、より具体性の高いものまで、省略された目的語の位置に回復される指示対象には、幅があることになる。その範囲内で、どの解釈が具体的な場面で選択されるかという問題には、語用論に関する一般理論の一つであるレレバンス理論⁽⁶⁾が一つの解決を与えてくれると思われる。つまり、省略されている不定目的語の位置に原理的に回復可能な選択肢のうちで、その文脈と場面に配慮して、最もレレバンスの高い選択肢が選ばれると考えることにする。

先に論じた定目的語の省略の場合と同様に、すべての動詞が不定目的語の省略を許すわけではない。Huddleston and Pullum (2002:301) は不定目的語の省略を許す動詞と許さない動詞を、それぞれ、(20. a) と (20. b) のように示している。⁽⁷⁾

- | | | | | | | |
|----------|---------|---------|-------|---------|-------|-------|
| (20) a . | cook | darn | drawn | drink | drive | dust |
| | eat | fly | hunt | iron | knit | marry |
| | paint | read | sew | study | teach | type |
| b . | *devour | *punish | *fix | *peruse | | |

以上の不定目的語省略認可条件に関する考察を、語用論的条件と語彙的条件としてまとめると (21) と (22) のようになる。

(21) 不定目的語省略に関する語用論的条件

不定目的語省略が適切に行われるためには、動詞の選択制限が許す範囲から、文脈 (context) あるいは発話の場面 (situation) に配慮して、最もレレバンスの高い要素が回復できなければならない。

(22) 不定目的語省略に関する語彙的条件

回復可能性 (20) が保証されている場合においても、不定目的語の省略を許さない動詞と不定目的語の省略を許す動詞がある。

3. 不定目的語省略認可条件の緩和現象

語用論的条件 (21) が緩和される場合があるとは、考えにくい。なぜなら、レレバンスが保障できない文は、その文脈や場面にふさわしくない発話となるからである。では、語彙的条件 (22)

が緩和されることは、あり得るのであろうか。Huddleston and Pullum(2002:304)は、(23)-(26)のような例を引用しながら、本来は不定目的語の省略を許さない動詞でも、一定の状況では、不定目的語の省略を許すと指摘している。

- (23) a. It is better to love [_{NP}] than to hate [_{NP}].
 b. He loves/hates [_{NP}] with great passion.
- (24) a. ??He is going to love/hate [_{NP}].
 b. ??At that time he loved/hated [_{NP}].
- (25) a. He likes to organize [_{NP}].
 b. He would never steal [_{NP}].
- (26) a. ??This morning he organized [_{NP}].
 b. ??He had lunch at the castle yesterday and stole [_{NP}] when he was left alone.

例(23)-(26)の文法性の違いは、特定の出来事を表す文なのか、それとも、一般的記述を行っている文なのかという観点から説明されている。例(24)や(26)の文法性が低いことから分かるように、love, hate, organize, stealなどの動詞は、不定目的語の省略を許さないタイプに属している。少なくとも、文が特定の出来事を表している場合には、そう言える。ところが、文が(23)や(24)のように一般的記述を行っている場合には、同じ動詞が不定目的語の省略を許してしまうことになる。

この現象は、究極的には、一般的記述と不定目的語とは親和性が高いが、特定の出来事と不定目的語とは、親和性が低いということに起因すると思われる。究極的な原因が何であれ、不定目的語省略に関する語彙の条件の緩和という現象が観察できることになる。類似の現象を探すのは、比較的容易である。文法性の高い例(27)は、キスと殺人に関して経験の有無を尋ねる文であり、特定の出来事と関係する文ではない。これに対して、文法性の低い例(28)は、特定の出来事を記述しようとしている。

- (27) a. Have you ever kissed [_{NP}]?
 b. Have you ever killed [_{NP}]?
- (28) a. ??I have kissed [_{NP}].
 b. ??I have killed [_{NP}].

このように、不定目的語の省略を通常許さない kiss, killなどの動詞も、特定の出来事と結びつかない文においては、不定目的語の省略を許すことになる。

4. 結論

定目的語省略の認可条件として語用論的条件と語彙的条件が必要であり、このうち語彙的条件が緩和されるということがあることを Tachi (2009) では、議論した。これとほぼ同様に、不定目的語省略の認可条件としても、語用論的条件と語彙的条件が必要であり、そのうち、語用論的条件に緩和現象が存在することを確認した。また、不定目的語省略認可条件の緩和現象の根底には、一般的記述と不定目的語とは親和性が高いが、特定の出来事と不定目的語とは、親和性が低いという事実が存在する可能性があることを示唆した。

注

1. Huddleston and Pullum (2002) は八分類を提案しているが、ここでは五分類で議論を進める。
2. 語彙的な条件は不必要であり語用論的条件のみで省略現象を扱うことができるという主張については、Groefsema (1995) を参照のこと。
3. このリストは、包括的なものを意図したものではない。例示と解釈するのが適当である。
4. 他動詞 fail には、「(テストに) 落ちる」という意味以外に、「(人)を落第させる」「(人)を失望させる」の意味がある。fail (test) の表記は、「(テストに) 落ちる」の用法に限るという指定である。
5. 他動詞 lose には、「(コンテストで) 敗れる」と「(賞を) 取れない」の意味がある。lose (contest) の表記は、前者の用法に限るという指定である。同じことが win (contest) にも当てはまる。
6. レレバンス理論の概要については、Sperber and Wilson (1986) を参照のこと。
7. このリストも、上の (8) と同様に、包括的なものを意図してはいない。例示と解釈するのが適当である。

参考文献

- Brisson, C. 1994. The licensing of unexpressed objects in English verbs. *Papers from the 30th regional meeting of the Chicago Linguistic Society*, 90-102.
- Fillmore, C. 1986. Pragmatically controlled zero anaphora. *Proceedings of the Berkeley Linguistic Society*, 95-107.
- Groefsema, M. 1995. Understood arguments: A semantic/pragmatic approach. *Lingua* 96: 139-161.
- Huddleston, R. and G. K. Pullum. 2002. *The Cambridge grammar of the English language*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Levin, B. 1993. *English verb classes and alternations*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Shopen, T. 1973. Ellipsis as grammatical indeterminacy. *Foundations of language* 10: 65-77.
- Sperber, D. and D. Wilson (1986) *Relevance: Communication and cognition*. Cambridge, Mass: Harvard University Press.
- Tachi, K. (館清隆) 2007. 「定目的語省略の認可条件について」『福井大学教育地域科学部紀要』. 第1部. 63: 45-51.
- Tachi, K. (館清隆) 2009. 「定目的語省略認可条件の緩和現象」『福井大学教育地域科学部紀要』. 第1部. 65: 1-8.
- Yasui, M. (安井稔) 1995. 『納得のいく英文解釈』東京: 開拓社.